

## 「震災時火災における避難場所等の指定（第9回）」の公表について

東京都は、東京都震災対策条例に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため広域避難場所を指定している。

平成30年の改定以降の市街地の不燃化、土地利用の変化等を考慮し、東京都が見直しを行い、7月15日に公表を行ったことから、その概要について報告する。

### 1 品川区における変更概要

#### (1) 広域避難場所

##### ①大崎駅西口地区一帯

- ・西品川一丁目地区（大崎ガーデンシティ）の指定による拡大。

##### ②天王洲アイル周辺

- ・東品川海上公園の拡張による拡大。

##### ③大井ふ頭一帯

- ・JR車両基地、八潮ポンプ所敷地を除外。

##### ④JRアパート・品川区役所一帯

- ・品川区役所一帯に名称変更。

##### ⑤割り当ての変更

- ・西品川二丁目の一部、豊町一丁目の一部を大崎駅西口地区一帯へ変更（現行：戸越公園一帯）。
- ・西品川一丁目の一部を大崎駅西口地区一帯へ変更（現行：品川区役所一帯）。
- ・大井二丁目を品川区役所一帯へ変更（現行：大井競馬場・しながわ区民公園）。

#### (2) 地区内残留地区

##### ①五反田地区の拡大

- ・広町一丁目、南品川四丁目の一部を編入（現行避難場所：大井ふ頭一帯）。
- ・西五反田三丁目の一部を編入（現行避難場所：自然教育園・聖心女学院一帯）。

##### ②勝島地区の拡大

- ・南大井二丁目～三丁目、六丁目を編入（現行：大井競馬場・しながわ区民公園）。

### 2 周知

区のホームページおよび広報しながわに掲載するなどの周知を行う。

### 3 参考資料

記者発表資料、避難場所等変更図（第9回見直し）。

### 4 今後の予定

令和4年9月1日 指定見直しの運用開始。

## 震災時火災における避難場所等を指定しました（第9回見直し）

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、震災時火災における避難場所、地区内残留地区及び避難道路の指定について、第9回目の見直しを行いましたので、公表いたします。



### 1 第9回見直しのポイント

#### (1) 避難場所

- ・ 前回から引き続き、全避難場所で避難有効面積（1人当たり1㎡以上）を確保しました。
- ・ 地権者等の同意により、新たに9か所を指定、22か所を拡大しました。また、1か所を廃止しました。
- ・ 「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年公表）」において、津波浸水のおそれがある避難場所の区域などを除外しました。

#### (2) 地区内残留地区

- ・ 再開発等の進展により、新たに3か所を指定、5か所を拡大しました。

#### (3) 避難道路

- ・ 地区内の不燃化の進展により、一部の指定を解除しました。

### 2 第9回見直しの概要

別紙『「震災時火災における避難場所等の指定（第9回見直し）」について』参照  
参考『避難場所等変更図（第9回見直し）』参照

### 3 公表内容のお知らせ方法

- (1) 東京都都市整備局のホームページに、避難場所等の一覧や指定図のほか、概要、パンフレットなどを掲載します。
- (2) 概要を記載したパンフレット「震災時火災における避難場所・地区内残留地区等の指定（区部）2022年度版」は、都民情報ルーム（東京都庁第一本庁舎3階）や各区窓口で無償配布します。
- (3) 運用開始に合わせて、「東京都防災アプリ」等での提供情報を更新します。

【東京都都市整備局のホームページ

（震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定）】

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/hinan/index.htm>



### 4 今後の予定

令和4年9月1日 指定（第9回見直し）の適用（運用開始）

（問合せ先）

都市整備局市街地整備部 防災都市づくり課長 上原 伸一  
電話 03-5000-1178

## 「震災時火災における避難場所等の指定（第9回見直し）」について

### 1 目的

震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、区部の避難場所、地区内残留地区及び避難道路を、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）（当初は、東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号））に基づき、都が指定している（管理運用は区が実施）。なお、多摩地域では、市町村が自ら、各市町村の地域防災計画に基づき避難場所等を指定している。

※避難場所：大規模な延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所

地区内残留地区：大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区

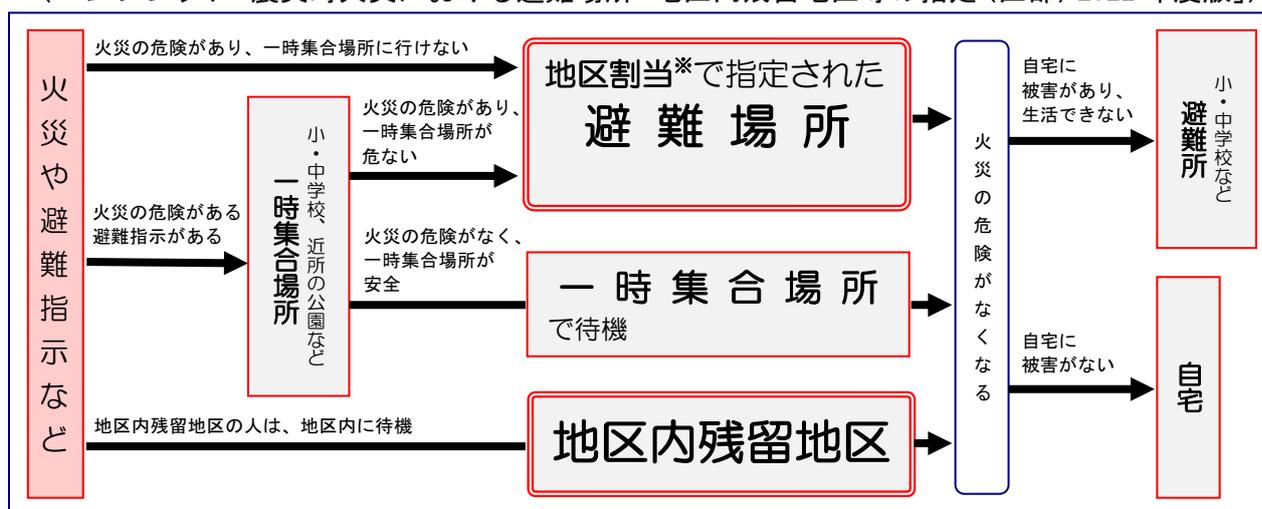
避難道路：遠距離避難や延焼の危険性が高い地区で指定される、安全に避難するための道路

### 2 経緯

昭和47年からおおむね5年ごとに震災時火災における区部の避難場所等の見直しを行っており、今回の指定は第9回目の見直しとなる。

### 3 避難の流れ

（パンフレット「震災時火災における避難場所・地区内残留地区等の指定（区部）2022年度版」）



※：お住まいやお勤め先の地区ごとに、どの避難場所に避難するかを定めたもの

### 4 指定の概要（第8回との比較）

		第8回	第9回（今回）
避難場所	箇所数	213	221
	区域面積合計（ha）	約5,700	約5,500
	避難有効面積※合計（ha）	約3,200	約3,000
	避難計画人口（万人）	約972	約987
地区内残留地区	箇所数	37	40
	面積合計（ha）	約11,100	約11,500
	地区内避難人口（万人）	約319	約331
避難道路	延長距離（km）	54	49

※：市街地火災による輻射熱の影響を考慮し、避難場所内の避難空間として利用可能な面積

